

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月9日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第1号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和41年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教育長の専決) 第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(3) [略] (4) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） <u>別表第1</u> に定めるところにより付される点数が6点以下の違反行為（ <u>同表備考第2号22</u> に規定する行為を除く。）を事由とする懲戒処分に関する事。 (5)～(9) [略]	(教育長の専決) 第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(3) [略] (4) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） <u>別表第2</u> に定めるところにより付される点数が6点以下の違反行為（ <u>同表備考の2の22</u> に規定する行為を除く。）を事由とする懲戒処分に関する事。 (5)～(9) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。